

固定資産税(土地)算定プログラム設定誤りに伴う 損害額の弁済について

1 概要

固定資産税(土地)算定プログラム設定誤りにより、納税通知書の再印刷等に伴い発生した費用について、契約の相手方であるシステム事業者(富士通Japan(株))及びリース会社(FLCS(株))に対して損害賠償を請求し、両社より損害額について全額弁済する旨の回答がありましたので、3月補正(追加議案)にて提案いたします。

2 損害賠償請求額 14,890,188円 【内訳】

※事業者と「確定債務弁済契約書」を締結し、年度内に事業者へ請求する予定。

①納税通知書印刷費・封筒作成費	10,887,800円
②納税通知書同封書面印刷費	690,184円
③発行済み証明書再送付の郵便料	131,060円
④人件費(5/12~6/16の超過勤務分)	3,181,144円
合計	14,890,188円

3 これまでの経過

- ・ R7.5.12 市職員によるプログラム設定誤りの事実覚知
- ・ R7.5.15 令和7年度納税通知書の発送延期
- ・ R7.5.23 納税通知書発送延期について全議員説明
- ・ R7.6.16 令和7年度納税通知書発送
議員各位へ納税通知書発送の書面報告
- ・ R7.8.12 事業者へ損害賠償請求の通知発出
- ・ R7.8.25 事業者へ損害賠償請求したことを各派会長会で報告
- ・ R8.2.5 事業者より「確定債務弁済契約」(全額弁済)の回答
- ・ R8.2.27 事業者と「確定債務弁済契約」を締結